

茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画（案）の概要

1 策定の理由

令和6年4月1日に施行される「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」において、都道府県には「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定が義務付けられている。

法の目的である女性の福祉の増進と人権の尊重のため、本県における困難な問題を抱える女性を支援する施策の実施についての方針を示す新たな基本計画を策定する。

2 計画の位置づけ

- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第1項に基づく県基本計画
- 「茨城県DV対策実施計画」と一体的に推進する計画

3 計画の目標

「女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる県」の実現

4 基本目標

- 困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制づくり
- 回復と自立に向けた支援体制の整備
- 計画の総合的な推進

5 計画期間

令和6年度から令和8年度（3年間）

※ 新たに施行される法律に基づく施策であり、試行的に行う取組もあることから、早期に計画の見直しが必要であるため計画期間を短く設定。

茨城県困難な問題を抱える女性支援基本計画（案）の概要

計画の目標

「女性の人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる県」の実現

計画期間

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで（3年間）

計画の支援対象者

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える（おそれのある）女性

計画のポイント

○新たな女性支援の枠組みとなる新法の成立

女性を巡る課題がDV、性暴力に加え貧困や孤立など複雑化、多様化。

売春防止法に基づく従来の支援から脱却した新たな枠組みとして「困難女性支援法」が施行。（R6.4.1～）

○本人の意思を尊重した支援（支援調整会議の実施）

女性一人一人の抱える問題や置かれた状況を把握し、本人の意思を十分に尊重した支援方針を検討するため、関係する機関や専門家による支援調整会議（ケース会議）を実施。

○民間団体との連携・協働

女性支援の豊富なノウハウを有し、柔軟できめ細かな支援が可能な民間団体と関係機関が、協働して支援を実施。（民間団体のシェルターの活用や、民間団体による相談窓口の設置を検討。）

施策体系

基本目標		施策の方向性	主な取組
I	困難な問題を抱える女性が相談しやすい体制づくり	(1)県における相談体制の強化	・民間団体との連携・協働の推進 ・多様な相談体制の検討
		(2)市町村における相談体制強化の支援	・市町村の相談体制整備や計画策定に向けた支援
		(3)相談窓口の周知・広報	・相談機関の認知度向上に向けた取組
II	回復と自立に向けた支援体制の整備	(1)精神的・心理的ケアを必要とする女性への支援	・専門機関との連携構築
		(2)経済的困難を抱える女性への支援	・生活困窮者やひとり親家庭への支援
		(3)困難な問題を抱える若年女性への支援	・民間シェルターでの一時保護制度導入
		(4)女性の孤独・孤立防止のための支援	・居場所づくり(ピアサポート・自助グループ事業)の支援
III	計画の総合的な推進	(1)関係機関の連携体制構築	・支援調整会議の開催
		(2)相談支援に携わる相談員や職員の資質向上	・相談員や職員向け研修の充実
		(3)性暴力被害・加害防止、薬物依存に関する教育の充実	・性暴力被害・加害防止、薬物依存に関する教育の充実

主な数値目標

目標項目	R4（現状）	R8（目標）
女性の悩みに関する相談窓口の認知度	41.4%（R5値）	80.0%
市町村における女性相談支援員の配置	4市	10市町村
一時保護委託先の施設数	3力所	5力所
市町村の女性相談支援員・女性支援担当職員向けの研修会の開催	3回	5回